



便利になります！

令和8年10月から

証紙による手数料の支払方法は、  
自動精算機でのお支払いに変わります！



●現金・キャッシュレス決済対応

(11階設置)



同時に

熊本市収入証紙を  
廃止します

購入は計画的に  
お願いします！

証紙の販売は  
令和8年9月末まで

証紙の使用期限は  
令和9年9月末まで

詳細は追って熊本市公式ホームページ等でお知らせします

【お問い合わせ】 熊本市役所 会計総室

☎096-328-2583

✉kaikei@city.kumamoto.lg.jp

※令和8年10月から、未使用の収入証紙は代金を返金します